

国立大学法人小樽商科大学補助金等資金の立替に関する事務取扱細則

(平成17年10月12日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人小樽商科大学予算決算及び出納事務取扱規則(以下「規則」という。)第26条に基づき、国立大学法人小樽商科大学(以下「本学」という。)における補助金等資金の立替に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(立替の対象となる資金)

第2条 立替の対象となる補助金等資金は、規則第26条に掲げる資金でその受領が確実と判断されるものとする。

(立替を受けることができる者)

第3条 資金の立替を受けることができる者は、補助金等資金を受領する予定の予算責任者又は役職員(以下「予算責任者等」という。)とする。

(立替金の限度額等)

第4条 立替金の限度額は、補助金等資金の受領予定額の範囲内とし、第5条各号に掲げる期間において当該資金による事業の遂行に必要な額とする。

2 立替金により支出を予定する額は、算出根拠を明らかにしておかなければならない。

(立替を受けることができる期間)

第5条 補助金等資金を受領する予定の予算責任者等が、立替を受けることができる期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 当該年度に新たに実施することが内約された事業

内約を受けた日から当該補助金等資金を受領した日の前日までの期間

(2) 前年度から引き続いて実施することが内約されている事業

当該年度の4月1日から補助金等資金を受領した日の前日までの期間

(立替の申請)

第6条 補助金等資金を受領する予定の予算責任者等は、立替を受けようとするときは、別紙第1号様式による補助金等資金立替申請書(以下「立替申請書」という。)を学長に提出し、承認を得なければならない。

(立替の承認及び通知)

第7条 学長は、前条の立替申請書を受領したときは、補助金等資金受領の確実性、立替を受ける理由等を審査し、やむを得ないと判断した場合に限り承認するものとする。

2 学長は前項の承認を行ったときは、別紙第2号様式による承認通知書により予算責任者等に通知するものとする。

(立替金の返済)

第8条 予算責任者等は、補助金等資金を受領したときは、速やかに立替金を本学に返済しなければならない。

2 予算責任者等が本学に返済する金額は、立替金の全額とする。

(適用除外)

第9条 科学研究費助成事業については、第6条の規定にかかわらず、交付内定後、本学が交付内定額を一括立替するものとする。

(補助金等資金の立替申請に係る事務)

第10条 補助金等資金の立替に係る事務は、会計課において処理するものとする。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、補助金等資金の立替に係る取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成17年10月12日から施行する。ただし、この細則施行前に行われた事務取扱に関する事項については、制定後のこの細則に基づき行われたものとみなす。

附 則

この細則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、この細則施行前までに行われた事務取扱に関する事項については、制定後のこの細則に基づき行われたものとみなす。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

別紙第1号様式（第6条関係）

補助金等資金立替申請書

年 月 日

小樽商科大学長 殿

申請者名 ㊟

国立大学法人小樽商科大学補助金等資金の立替に関する事務取扱細則第6条の規定に基づき、下記のとおり立替を申請します。

記

1. 補助金等の名称

2. 補助金等を支出する相手方

※ 受領が確実に判断できる書類（補助金交付内定通知書、受託研究契約書等）を併せて添付すること。

3. 当該年度における受領予定額

4. 立替金の額

※算出内訳は別紙のとおり

5. 立替期間

年 月 日から補助金等を受領する日の前日まで

6. 立替を必要とする理由

別 記

算 出 内 訳

月分 千円
内 訳

計 千円

別紙第2号様式（第7条関係）

承認通知書

年 月 日

殿

学 長

先に申請のあった補助金等資金の立替について、下記のとおり通知します。

記

承認額 千円

立替期間 年 月 日から補助金等を受領する日の前日まで